

大阪府告示第1054号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

令和8年8月7日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 形質変更時要届出区域
高石市高砂二丁目1番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1，2－ジクロロエチレン及びベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完（汚染状態の確定）